

The development of American law on digital assets

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 範雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1782

デジタル資産の承継とアメリカ法

樋口 範雄

- 1 はじめに一情報社会と高齢社会の交錯
- 2 デジタル資産とは何か
- 3 法的対処の必要性
- 4 アメリカでの 2010 年代における法的対応
 - 1) 州議会の対応
 - 2) 裁判所での紛争事例と設例
 - 3) 連邦法での取扱い
 - (1) Stored Communications Act (SCA)
 - (2) Computer Fraud and Abuse Act (CFAA)
 - 4) 作成された 2 つの統一州法案
 - (1) Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (UFADAA) (2014 年法案)
 - (2) Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (RUFADAA) (2015 年法案)
- 5 残された課題と日本法への示唆

1 はじめに一情報社会と高齢社会の交錯

コロナ禍で悩まされるわが国において、2021 年 9 月にデジタル庁が発足した。首相官邸のホームページでは、「デジタル社会の実現に向けた改革」が打ち出され、「新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化」したとされる¹。実際、感染者の数を集計するのにファクシミリが使われていたことに象徴されるように、情報の伝達が遅れ、当然分析も遅れ、コロナ禍への対応がすべて後手になっている少なくとも一因として、デジ

1 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou3.pdf>

タル化の遅れがあるのだろう。ワクチン接種の申し込みについても、申し込みの電話がパンクする一方で、ネットでの申し込みも可能とされているが、現実には、特に高齢者などでそれが利用できる数は限定されている。形だけの平等である先着順申し込みには本当の平等という内容が伴っていない。

デジタル化とは、辞書によれば、the process of changing data into a digital form that can be easily read and processed by a computer、すなわち情報をコンピュータで扱える形に変えてより迅速かつ容易に利用できるようにすることをいう²。

このような情報化、デジタル化の動きは、高齢者にも大きな影響を及ぼす。先のワクチン接種申し込みに表されているように、少なくとも高齢者にも大いに関係のある事柄である。アメリカでは、2012年時点で65歳以上の高齢者の半数以上がemailを利用し、その数は急増しているとされる³。もちろん、利用法はemailだけではない。今やIOT (internet of things) という言葉がわが国でも多用され、あらゆるものがネットでつながる状況が生まれている。

現代においてアメリカも日本でも、情報社会と高齢社会の交錯がみられる。本稿では、そこから生ずる諸問題の1つであるデジタル資産の承継問題を取り上げる。たとえば、本人が死亡した後、その人が利用してきたネット口座の資産や、emailなどの通信情報、あるいはSNSで発信してきた情報などはどうなるかという課題である。

とりわけ本稿で注目し強調したい点は、課題としては日米の双方で存在するものであるにもかかわらず、日本からみてアメリカでの法的対応が異常に見えるほど速い点である。2010年代の間に法制化の動きが急速に進んで、2015年には Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act

2 <https://www.oxfordlearnersdictionaries.com/definition/english/digitization>

3 Gerry W. Beyer & Naomi Cahn, Digital Planning: The Future of Elder Law, 9 NAELA Journal 135, 136 n.1 (2013). 以下、Beyer & Cahn 2013 として引用する。2019年のネットの記事 (<https://martech.zone/seniors-and-the-internet/>) では、アメリカの高齢者の70%が日常的にインターネットを利用しているとされる。

(RUFADAA) (デジタル資産への信託義務者のアクセスに関する統一州法改訂版) として結実し、すでに9割以上の州でそれが採択された。それは、アメリカ社会において、この問題を早期に解決することがまさに急務だとされたからである。しかし、日本でも状況は同じではないか。わが国でもこの問題に注目する論者は存在するが⁴、具体的な法的対応はなされていない。

本稿では、次のような順番でこのような課題の重要性を説く。まず2では、アメリカにおいて高齢者の情報資産とは何か、その承継問題とはどのようなものを概説する。そのことはわが国でもまったく同様の問題があることを確認させる。次に3において、この問題に対しどのような法的対応が必要か、法的対応を必要とする理由を説明する。4では、その結果、アメリカで急いで作成された法律やモデル法案の内容を瞥見し、主要な論点が何かを明確にする。そのうえで、5において、実は法(統一州法)がほとんどの州で採択されても残る問題があること、そこには法に頼らず、あるいは法の存在を前提として、それぞれの個人にとって私的なプランニングが必要であること、そしてそれを助ける役割がアメリカの法律家にあることを説く。最後に、このようなアメリカの動向がわが国に示唆する点をまとめて本稿の結びとする。

2 デジタル資産(情報資産)とは何か

次に説明するようなデジタル資産(情報資産)は、ある論者によれば、次の4つに分類される⁵(ただし、これらのカテゴリーには重複する部分もある)⁶。

4 たとえば、大塚智見「電子の世界は「屍者の帝国」——デジタル・アカウントの相続可能性」法学教室2020年4月号別冊51頁。

5 Beyer & Cahn 2013, *supra* note 3, at 138.

6 Elizabeth Sy, The Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act: Has the Law Caught up with Technology?, 32 *Touro Law Rev.* 647, at 650 (2016)では、1) 電子データとして保存している文書、2) SNSで残された記録、3) ネット上の金融資産、4) 事業に関連した電子データ、5) その他、と分類しているが、ほぼ同じ内容だと考えてよい。

①個人の生活に密着した資産 (personal assets)

例として、パソコンやスマートフォン、あるいはクラウド上に保存した写真、動画、email、好みの音楽のプレイ・リストなど。医療記録や課税関係書類を残している人もいる。通常、これらの情報にアクセスするには、ログインIDとパスワードが必要となる。

②ソーシャル・メディアを通じて残した情報 (social media assets)

典型例は、Facebook や Twitter など自己の情報を発信するとともに、相手からの情報も含むものである。その点では email も同様である。またこれらのサイトに写真や動画、あるいは文章のファイルが残されることも多い。

③金融口座 (financial accounts)

金融機関への振り込みや引き出し、公共料金やローンの支払いなどを、ネットで済ますことが多くなった。Amazon で本の購入をするのもネット上で行われ、口座からの自動引き落としがなされる。その口座自体ネット上に置かれて、請求書や支払明細が紙の形で郵送されることが大きく減少した。株式はもちろんだが、アメリカの国債である財務省証券も紙の形では存在せず、ネット上の管理がなされる。暗号資産もこれに含まれる。

2015年のある調査によれば、アメリカにおいて、デジタル資産の平均保有額は5万5000ドルにのぼるとい⁷。これらが死後に発見されず放置されるようならそれは重大である。

④ビジネスで利用する口座 (business accounts)

個人が何らかの事業を営む場合、事業に関係する情報をコンピュータ上に残す。そこには顧客の情報や、取引履歴などが蓄積される。さらに、それに加えて顧客や家族の誕生日などの情報を含む場合もある。医師は患者の情報を蓄積し、弁護士は依頼人情報を蓄積する。これらを含めて、事業者としての本人が死亡したり、あるいは認知症等になって能力を喪失した

7 Sy, supra note 6, at 647-648

場合、このようなビジネス関連情報をどうするかは大きな課題となる。

なお、これらデジタル資産には次のような特色がある。

第1に、以上のような簡単な分類からもわかるように、これらの「資産」には財産的・経済的価値のある場合と、感情的な価値のあるものがある。だが、それだけであれば、従来の遺言によって自らの財産承継を定める場合でも同様のことはある。たとえば、自分が長年使ってきた時計や上着を是非ともAさんに受け取ってもらいたいという遺言は、財産的価値はなくとも感情的価値のあるものの承継処分である。

ただし、email やソーシャル・メディアなどに残された文章や写真、通信内容などは、従来の遺産処分を対象としてきた個人的な思い出の品よりもはるかに大量となり、かつその情報範囲が広範に及ぶから（医療記録や金銭関係まですべての生活範囲に及ぶ可能性がある）、従来とまったく同じといえない側面がある。

第2に、アメリカでは estate planning（遺産に関するプランニング）と銘打つ授業がロー・スクールであるように、一定以上の遺産がある場合、自分の死後にそれをどうするかをプランニングすることが普通になされる。その際に、弁護士の助言を得る場合もあれば、本人だけで行う場合もあるが、法的な手続であるから当然ながら弁護士は法律家の関与を勧める。財産の承継は、まさに家族関係や経済的状况によって人ごとに異なり、それぞれの本人にとって適切なプランニングがあるとされるからである。

この点で、現代の情報社会におけるデジタル資産は本人の生活全般に及び、いっそうプランニングの必要性を高める要素がある。ところが、弁護士を含めて、この分野でのプランニングはアメリカでも新たな現象であり⁸、これまでにない課題を提起した。法律の制定などルールの明確化が求められた。

8 Beyer & Cahn 2013, *supra* note 3, at 137.

3 法的対処の必要性

デジタル資産について、本人死亡時や能力喪失時に対応することが必要である理由はいくつも数え上げられる⁹。そして、それに応じた法的対応が求められた。

①死亡時に遺産を処分する役割を担う遺言執行者（遺産管理人）¹⁰や家族（遺族）は、本人が何も備えをしておかないとただ困惑する事態となる。能力喪失時には、持続的代理権を有する代理人（多くの場合は家族の一員）がこれらデジタル資産の管理を担う。しかし、代理権の定めを適切にしておかなければ、裁判所に後見人選任を求めることになり、それは相当に面倒で時間のかかるものとなる。

また、遺言執行者であれ後見人であれ代理人であれ、いずれにせよデジタル資産についてはログインIDとパスワードを知らなければ、その内容を知ることはできない。デジタル資産の管理事業者（プロバイダー等）に開示を求めても、これら事業者は容易に開示を認めない場合が多い。何らかの法的対応（これらの人にデジタル資産へのアクセスを認める法）または本人の事前プランニングが必要である。

②故人のデジタル資産を、なりすましによる窃盗・窃取（identity theft）から保護する必要がある。本人が死亡した後、デジタル資産が長期間放置されれば、その間に何らかの形でネット口座等の情報が洩れて盗まれる恐れがある。それを防止するためにも、早期に資格のある責任者（遺言執行者等）にこれらの口座へのアクセスを認める必要がある。

9 Beyer & Cahn 2013, *supra* note 3, at 138.

10 アメリカ法では、原則的な相続手続は probate と呼ばれ、裁判所を通して行われる。その際に、その手続を実際に行う者は、legal representative（法的代理人）と呼ばれ、遺言で指名された遺言執行者（executor）と指名がない場合に裁判所が選任する遺産管理人（administrator）に分かれる。彼らの役割は、まず遺産を自らのもとに集め、支払うべき債務を支払い、回収すべき債権は回収し、遺産の全体を把握した後に、遺言または無遺言相続法に従い遺産を配分し、裁判所に報告することである。彼らは fiduciary としての義務を負い、忠実義務や注意義務などの信託義務（fiduciary duty）を負う。

それどころか、本人は死亡していないのに、死亡したとして自らに情報開示せよと事業者に求める例さえあるとされる。インターネット事業者にとっても、情報開示と情報保護の調整は難しい課題である。

③遺産の減少や損失を防止することも重要である。これらデジタル資産の中には、ローンや保険など明確に財産的価値のあるものもある。それが本人死亡によって、自動的に解約されて損害を生ずる可能性がある。それは故人も望まないはずであり、したがって、遺言執行者等に情報へのアクセスを認める必要がある。

④故人の「物語」の喪失を防止するという理由も掲げられる。財産的な価値はなくとも家族等にとっては、デジタル資産は、故人の物語、故人を偲ぶよすがとなる。同時に、SNS アカウントには誹謗中傷の類が残っていること、さらにそれが増加し続けることもある。そのようなケースでは、家族等がアカウントの削除を求める場合もある。

⑤秘密にしておきたい情報の保護という要素も重要である。まったく個人的かつ一身専属的なものとして個人が当該デジタル資産を考えていた場合には、家族等にすら見せたくないケースもある。2015年のある調査では、自分の死後、オンラインでの通信について非開示してほしいとの回答が7割にのぼったという¹¹。もちろん、この人にはよいが、他の人は不可というケースもある。

これらの希望を実現するために、どのような法的対応をすべきかという問題が、難しい課題として近年浮上してきたわけである。

4 アメリカでの 2010 年代における法的対応

1) 州議会の対応

アメリカにおける法的対応は、各州議会から始まった。相続（遺産承継）に関する法は、無遺言であれ遺言法であれ、アメリカでは州の制定法によっ

11 Sy. supra note 6, at 653

て定まっているからである。しかし、2011年時点では、この課題について対応する州法を有するのは、オクラホマ州とアイダホ州の2州にとどまっていた¹²。それが10年でほぼすべての州が対応する状況になったわけである。

ある論者は、各州の対応を3期に分ける¹³。

①第1世代の法的対応は、とりあえずemailのアカウントだけを対象とした。カリフォルニア州、コネチカット州、ロード・アイランド州がそれにあたる¹⁴。

②当然ながら、emailアカウントだけが問題となるわけではない。そこで、第2世代として、インディアナ州法は、より広範に、「電子的に保管されている記録・情報」をすべて対象とするように拡大した（2007年である）。

③第3世代として、2010年、オクラホマ州やアイダホ州が、FacebookやTwitterなど、いわゆるSNSアカウントも含む形で、デジタル資産を最も包括的に対象とする法律を制定した。

これら各州議会の対応は、それぞれ注目すべきものではあるが、アメリカの特色である州法中心の法的対応には、次のような欠点がある。

第1に、これらの州法を見れば一目瞭然だが、それらが制定された時代のデジタル資産を想定して制定される。いわゆるSNSの中で、どんどん新たなサービスが生まれていることからわかるように対象範囲は刻々と変化し拡大していく。それに応じたものは第3世代型になるが、それとて現状で想定されなかったものが今後生み出される可能性があり、それが法律の対象として認められるか、さらに認めるのが適切な性格のものかは問題として残る。

12 Gerry W. Beyer & Kerri M. Griffin, Estate planning for digital assets, (July 2011) at https://www.researchgate.net/publication/228143280_Estate_Planning_for_Digital_Assets

ここでの趣旨は、デジタル資産を総合的にカバーする法律という趣旨である。この時期すでに、すぐ後に説明するように、emailなど狭い範囲を対象とする州法を制定していた第1世代、第2世代の法律は制定されていた。

13 Beyer & Cahn 2013, supra note 3, at 142.

14 カリフォルニア州法を第1世代とすることには異論もある。だが、ここでは注3の文献の記述を紹介した。ところが第1世代かは本稿の主たる関心ではない。

第2に、これらの法律は、前項3の①の問題に対処するためのものが多い。すなわち、遺産の相続手続の中で、遺言執行者等に対しこれらデジタル資産にどこまでのアクセスを認めるべきかという課題である。ところが、認められるアクセスの内容は州法によって異なる。

また、アメリカの相続手続は、遺言を中心として裁判所を通した手続が原則とされた時代が終わり、現代では、撤回可能生前信託（revocable living trust）を中心とする遺言代替方法によって、裁判手続を通さず大半の財産承継が行われる¹⁵。そうだとすると財産承継を委ねられるのは遺言執行者に限らない。信託の受託者や持続的代理権の代理人も同様の課題を抱える。幸い、アメリカでは、これらの財産承継に関わる人たちは fiduciary（信認義務者）として総括されるので、法律を策定する際にも遺言執行者だけでなく fiduciaries として包括的に対処する道がある。

そうであったとしてもこれら信認義務者にとってどこまでのアクセスが必要かという問題もある。財産的価値があるものの探索ということであれば、メールのすべての内容へのアクセスは不要で、どのようなネットの事業者とメールで連絡していたか（つまりメールの宛先と受信した相手方）だけで十分かもしれない。

だが、州法によっては、どこまでのアクセスを認めるべきかの規定もさまざまである。さらにデジタルのファイルのコピーだけ認めるもの（内容のチェックだけでできれば十分という場合である）、その削除を認めるもの、さらにデジタル資産への完全な支配を認めるものなど多様である¹⁶。これらがばらばらでいいのかには疑問が残る。

第3に、そもそもデジタルの世界は州境などやすやすと越える性格のものである。すでに述べたように、州法によって異なる取り扱いをするのが、

15 2007年のある調査では、カリフォルニア州のある郡についてはあるものの、被相続人の遺産の7%だけが裁判を通した相続手続で処理され、大半の資産は、さまざまな遺言代替方法によっているという結果が出た。See Sitkoff & Dukeminier, *Wills, Trusts, and Estates* 439 n.1 (Tenth ed. Wolters Kluwer 2017). アメリカにおいて、probate と呼ばれる伝統的手続が回避され、撤回可能信託などのより簡易な承継手段に変わってきたことについては、樋口範雄『アメリカ高齢者法』208頁（弘文堂・2019）。

16 Beyer & Cahn 2013, *supra* note 3, at 146-147.

どこまで合理性があるのかが疑問である。インターネット・プロバイダーなど、デジタル資産を提供し管理する事業者にとっても、州ごとに異なる顧客に異なる対応を迫られるのも不便である。

したがって、アメリカでは統一州法委員会が2013年以降迅速に対応し、2つの統一州法案を制定した。2014年のUniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (UFADAA)¹⁷とそれを改訂した2015年のRevised uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (RUFADAA)¹⁸である。その概要は後に説明するが、2014年法は公表後批判が強くなされ、採択もデラウェア1州にとどまった。それでは統一州法案として意味がないので、批判をいれた改訂案がただちに作成され、改訂案については40をはるかに超える州がすでに採択済みという状況である。

2) 裁判所での紛争事例と設例

アメリカでは、各州議会でさまざまな法的対応が試みられただけではない。裁判所で争われる事例も当然だが少なくない¹⁹。

①大きなニュースになった事件の1つとして、2004年、アフガニスタンで勤務中の海兵隊員が死亡し、その父親がヤフーに対し、息子のemailを開示するよう求めて訴えた事件がある。ヤフーはそれを拒否したが、相続手続を管轄するミシガン州第1審裁判所は開示するよう命令を出した²⁰。ただし、実際に開示されたのは、息子が受け取ったemailだけで、書いたものや送ったものは開示されず、父親としては内容に失望したとされる²¹。

17 Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act 2014 at <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=031770c7-520b-4f03-9e9b-e5f827b375c5>

18 Revised uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act 2015 at <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=f7237fc4-74c2-4728-81c6-b39a91ecdf22>

19 Beyer & Cahn 2013, *supra* note 3, at 148-149.

20 *In re Ellsworth*, No. 2005-296, 651-DE (Mich. Prob. Ct. 2005). この事件については、see Edina Harbinja, *Legal Nature of Emails: A Comparative Perspective*, 27 *Duke Law & Technology Review*, 227, at 229 (2016).

21 Paul Sancya, *Yahoo Will Give Family Slain Marine's E-Mail Account*, USA TODAY (Apr. 21, 2005), http://usatoday30.usatoday.com/tech/news/2005-04-21-marine-e-mail_x.htm?POE=TECISVA

②同様に、2010年に21歳の息子が自殺した後、GoogleおよびFacebookに対し、ウィスコンシン州の両親が息子の情報を開示するよう裁判所に求めた例がある²²。自殺の理由がわからず、昔なら手紙やノートを見るところであるが、現代ではその代わりがこれらの情報だという事情がある。会社は、守秘義務を明記した契約であるとして争ったが、ウィスコンシン州第1審裁判所は開示を命じた²³。

また、似たようなケースとして、22歳の息子の自殺後、母親がFacebookにアカウントの継続を求め、Facebookはいったんそれを拒否した。ただし、裁判に訴えられたので、10か月だけ母親にこのアカウントへのアクセスを認め、10か月経過後に削除した例も紹介されている²⁴。

③ある論文では、2つの設例が掲げられている²⁵。第1例は次のようなものである。

A(男)とB(女)は45年間の長きにわたって婚姻関係にある。その間にはうまくいかない時期もあり、そのような時期にAは他の女性との間で関係を持つとした。スマートフォンで出会い系のサイトに登録し、愛人との間で用いるemailアカウントを作った。それは1年くらい続いたが、AとBの関係はその後改善し、ほんの一時のこととなった。ところが、Aが交通事故で突然死亡した。Bは、ネット事業者に対し、何か未払いの請求があると困るのでemailアカウントの開示と、スマートフォンに残された写真があるかもしれないとして開示を求めた。これは、Aの望むことだろうか。また、これらを知ってBはどのように感ずるだろうか。

④同じく2つ目の設例は次のようなものである²⁶。

A(女)は17歳のイスラム教徒である。彼女の家は伝統的で保守的な家だった。高校の最上級生の時、Aは悪性の皮膚がんにかかり、ステージ3と診

22 Jessica Hopper, Digital Afterlife: What happens to your online accounts when you die? (June 1, 2012) <https://www.nbcnews.com/nightly-news/digital-afterlife-what-happens-your-online-accounts-when-you-die-flna807644>

23 <https://www.buckles-law.co.uk/blog/parents-try-to-force-facebook-to-yield-up-sons-digital-estate/>

24 Sy, supra note 6, at 656-657.

25 Sy, supra note 6, at 652.

26 Sy, supra note 6, at 653.

断された。手術を受けたがその後も化学療法を受けている。そのような中で、AはSNSアカウントを作り、その中で宗教に関する自分の思いを表現することにした。その1つは、「イスラム教徒、無神論者に転向する。Mの物語」と題され、病状が悪化する中で死ぬ前に自分の思いを表そうとし、かつ世界中で同じように宗教上の転向を経験した人たちにemailで語りかけたいとも思っている。果たして、Aはこのブログやemailに、Aの死後、家族や友達がアクセスすることを希望するだろうか。

人種も宗教も多様なアメリカでは十分にありそうな設例である。この後、この論文では、2015年の調査として、アメリカ人の70%以上が、死後、オンラインでのプライベートな通信や表現については、死後もプライベートなままにすることを望んでいるという調査結果を紹介している²⁷。

3) 連邦法での取扱い

先に述べたように、アメリカでは、相続（遺産承継）に関する法は州法が規律する²⁸。しかし、デジタル遺産については、一方で州境を越える通信が問題となりうること、さらに前項で紹介したようなプライバシーの要素が入るために、連邦法での規律が可能となる。州によって法的対応が異なると、デジタル遺産について面倒や不便な事態が生ずるのは容易に想像できるから、日本人から見れば、1つの連邦法で規律すればよいと思いがちである。しかし、結論的にいえば、この分野では今のところ連邦法の役割は大きくない。

その理由の第1は、この問題に関係すると思われる連邦法が制定されたのが、コンピュータによる情報化の初期の時代の1980年代であって、当時の議会は、現代のようにさまざまなISP (internet service provider) が、

²⁷ Sy, supra note 6, at 653.

²⁸ アメリカの連邦制度では、州が主体であり、連邦政府（連邦議会、連邦裁判所、大統領の三権を含む）は、衆議院憲法で明示列挙された事項にしか権限をもたないとされる（これを制限政体、limited governmentと呼ぶ）。家族法や相続法に関する権限は列挙されていないので州が規律すべき事項となる。樋口範雄『アメリカ憲法』27頁（第2版・弘文堂・2021）。

個人の通信や写真や文書、さらに動画などの管理者（custodian）としての役割を担うことなど想像していなかった²⁹。要するに、これら連邦法はすでに時代遅れの内容なのである。

第2点としては、そもそも財産的価値のあるデジタル資産については、相続は州法という原則が連邦法の制定を妨げる。しかも、デジタル資産の内容も多様であり、簡単にこれは財産的価値のある種類のもの、これは感情的価値のあるものという区別も難しい。

したがって、現状において、アメリカでは、州法による対応が主役であり、その統一は後で記述する統一州法案に委ねられる。

だが、以下、一応関連する連邦法について簡単に説明する。この問題に関係する連邦法としては1986年に制定された2つの連邦法が考えられる。

(1) Stored Communications Act (SCA)³⁰（電子的に蓄積された通信に関する連邦法）

この法律は、ISPが蓄積した個人の通信情報・取引情報についての開示要件を定めるために、Electronic Communications Privacy Act of 1986 (ECPA)の第2編として制定されたものである。当初は、政府機関がこれらの情報にアクセスするのを制約することが目的だったが、非政府機関・私人によるアクセスも対象に含めた。

プライバシー法の一部であり、そもそもは捜査機関（政府機関）からの不合理な搜索・押収を禁ずる第4修正に関連して制定されたものであるから、遺族からの開示請求というような民事的場面を十分に想定して作られたわけではない。原則は本人同意が必要であり、しかも情報の中身についての開示を禁止し、単に利用者のアカウントやコンタクトするための情報だけ開示するとされていた。

そこで、ISPはこのSCAを利用して開示請求を拒む傾向にある。そのた

29 Sy, supra note 6, at 657.

30 18 U.S.C. Chapter 121 § § 2701-2712.

め相続の場面では、単に新たな訴訟を必要とさせて相続手続の遅延を招いた。

一例が、Ajemian v. Yahoo! , Inc. というマサチューセッツ州³¹最高裁判決である。

A (男) と B (男) の兄弟が、2002年に共同で email アカウントを開いた。もっぱらこのアカウントを利用したのは A であったが、2006年 A は交通事故で死亡してしまった。遺産管理人となった B およびもう 1 人の共同遺産管理人から、ヤフーに対し、この email アカウントへのアクセスと内容の開示を求めて訴えたのがこの事件である。

ヤフーは、email の利用規約 (TOS: terms of service) にアカウントの移転禁止が明示されていることとともに、SCA によって開示が禁じられているとも主張した。

マサチューセッツ州第 1 審裁判所は、SCA による禁止を理由に略式判決でヤフー勝訴とした。上訴を受けたマサチューセッツ州最高裁は、SCA は、本件のような場合に開示を禁止する趣旨ではないと判示した。判決によれば、SCA が一般的に開示を禁止しているのは確かだが、それには 2 つの例外が認められている。1 つは、代理人の例外 (代理人に対する場合は開示を認める例外) だが、この場合の代理人には、(本人ではなく裁判所が任命する) 遺産管理人はそれに当たらないとした。しかし、2 つ目の例外である、「適法な同意のある場合」について、遺産管理人による同意はそれに含まれるとして、SCA の下で、ヤフーが開示を拒否することはできないとした。

そして、問題は州法上の解釈に戻り、マサチューセッツ州法では遺産管理人に対し本人 (故人) に代わって同意を与える権限を認めているので、本件では、遺産管理人の主張が正しいとした。ただし、州最高裁は、ヤフーの利用規約 (TOS) が契約として有効といえるか否かという問題が残ると

31 Ajemian v. Yahoo!, Inc., 84 N.E.3d 766 (Mass. 2017). *Sy. supra* note 6, at 658 では、マサチューセッツ州の控訴審段階までの説明をしているが、ここではその後の最高裁判決を紹介する。

して、第1審裁判所に差し戻した。

この判例は、連邦法（SCA）でこの問題を容易に解決することはできないことを明確に示した点で重要であり、同時に、デジタル遺産を預かる遺言執行者や遺産管理人、さらには受託者などにとってもきわめて大きな意義を有するとされる³²。

（2）Computer Fraud and Abuse Act（CFAA）³³ of 1986

この連邦法は、州際または国際の取引についてコンピュータ記録に許可なくアクセスした者に刑罰を科す法律だった。だが1994年の改正で、この法律違反に対し私的訴権を認めて民事訴訟も提起できることになった。

問題は、遺言執行者など財産承継に関する信認義務者が「許可のある」者とされるか否かである。許可がないとされると、刑罰のおそれや民事訴訟で訴えられる可能性が出てくる。本人およびISPの両者から明示的許可を得れば問題ないが、それが難しい場合こそ問題となる。識者は、この法律自体が時代遅れのものであり、しかも対象範囲が曖昧で濫用の危険があると指摘するが³⁴、実際にこの連邦法が濫用されて大問題となった例はないようであり、現実的にみて、この連邦法がデジタル遺産へのアクセス問題で大きな役割を果たしているとは思われない。逆にこの問題を解決する切り札になっていないことも確かである。

以上のような状況から、デジタル遺産の問題は、連邦法ではなくやはり州法の課題であり、かつアメリカにおいて統一的な法的対応が求められていることがわかる。その有力な手段が統一州法案だった。

32 Brendan E. McGough Recent Yahoo Litigation Allows for Disclosure of Decedent's Stored Communications (February 28, 2019) at <https://www.americanbar.org/groups/litigation/committees/real-estate-condemnation-trust/practice/2019/ajemian-v-yahoo/>

33 18 U.S.C. § 1030.

34 Sy, *supra* note 6, at 661 citing Stephanie F. Ward, Hacker's Hell: Many want to narrow the Computer Fraud and Abuse Act, ABA JOURNAL (May. 1, 2013).

4) 作成された2つの統一州法案

すでに紹介したように、アメリカの統一州法委員会は、デジタル遺産の承継についての現行法に大きな欠陥があることを認め、きわめて迅速に2つの統一州法案を策定した。2012年にまずそのための準備委員会を設置した。その結果、2014年のUniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (UFADAA)³⁵とそれを改訂した2015年のRevised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (RUFADAA)³⁶が策定された。2021年5月時点で、前者はデラウェア州1州のみ採択、しかし、後者はすでに43州および首都ワシントンで採択された³⁷。以下、2つの案の概要を説明する。

(1) Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (UFADAA) (2014年法案)

2014年法案は、その目的を「インターネット時代における信託法 (fiduciary law) ここでは、相続手続に関する信託義務者に関する法の意である) を現代化する」³⁸ものだと宣言した。

デジタル資産の承継については次の3者が関係する。第1に、財産承継や財産管理に関する fiduciary と呼ばれる人たち。具体的には、遺言執行者、遺産管理人、後見人、持続的代理権を有する代理人、受託者など。第2に、デジタル資産を管理している ISP 事業者等。これら事業者は、管理者 (custodian) と呼ばれる。そして第3に、デジタル資産の所有者である本人 (亡くなっている場合は故人)。また、email などでは通信の相手方が存在するから、その人たちのプライバシーも問題となる。

35 Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act 2014 at <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=031770c7-520b-4f03-9e9b-e5f827b375c5>

36 Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act 2015 at <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=f7237fc4-74c2-4728-81c6-b39a91ecd22>

37 2022年1月時点ではさらに2州が増えて、45州および首都ワシントン、準州1つの47法域で採択した。採択していないのは、カリフォルニア、オクラホマ、ルイジアナの3州である。マサチューセッツ州は審議中である。

38 Sy, supra note 6, at 663 citing Victoria Blachly, Inadequate Laws, Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act: What UFADAA Know, AMERICANBAR.ORG, Probate & Property Magazine (July-August 2015).

2014年法案は、このうち第1の受認者（fiduciaries = 信託義務者）の役割を重視し、デジタル資産へのアクセスを広く認めた。結果的に、この法律で定義する受認者がそれらのデジタル資産を削除したり、中身の資産を配分したりすることにつながる。パスワードがわからなければ、受認者はISPに請求し、ISPはそれを教示しなければならない。要するに資産承継の任にあたる受認者にとっては、きわめてありがたい内容だったわけである。

だが、この法案は、2015年中に26の州議会に諮られたものの、議会を通過したのはデラウェア州1州だけだった。前記第2と第3のグループ、具体的にはISP事業者等と、本人（故人）のプライバシーの権利を主張する団体が強く反対したからである。彼らは、デジタル資産に対する消費者の期待のあり方は、不動産や動産などの資産とは異なると主張した。そもそも、パスワードをつけて蓄積されるものであり、プライバシーに対する期待が高いものである。

興味深いのは、グーグルやヤフーなどが参加するISP事業者の団体の1つであるNetChoiceが³⁹、2014年法案に対抗する法案を準備したことである。Privacy Expectation Afterlife and Choices Act (PEAC) と題するものが2015年に公表された⁴⁰。

この法案では、上記3者の利益や期待の間で適切にバランスをとることが打ち出されている。同時に2014年法案は次のような欠陥があると指摘した。

- イ) すべて開示することで、故人やその通信の相手方のプライバシーの利益を無視していること。
- ロ) このようなプライバシーの利益と受認者の役割を果たす義務との間には微妙な問題があり、場合によっては訴訟による解決が必要になること。

39 <https://netchoice.org/>

40 Privacy Expectation Afterlife and Choices Act (PEAC), NETCHOICE.
<https://www.fiduciarylawblog.com/wp-content/uploads/2015/07/PEAC.pdf>
<https://netchoice.org/wp-content/uploads/Privacy-Expectations-Afterlife-and-Choices-Act-2pager-FINAL.pdf>

- ハ) この法案の下では、デジタル資産の所有者である本人にそのプライバシーを守るために、過重な負担をかけるものであること。
- ニ) デジタル資産の事業者にとっては、連邦法または州法の遵守と請求された開示との間で難しい立場に立たされること。同様に、消費者のプライバシーを保護する連邦法と州法との間でどちらを選択するか難しい立場に立たされること。

2014年法案の欠陥を修正する趣旨で公表されたPEACでは、デジタル資産の内容まで開示を請求する場合、受認者は、以下の項目を立証して裁判所の許可を得ることが求められることになった⁴¹。

- ・利用者本人が死亡したこと
- ・利用者が、当該デジタル資産事業者の顧客であること
- ・利用者のアカウントが十分に特定できること
- ・当該アカウントについて、他には適切な権限を有する者がいないこと
- ・情報の開示が連邦法違反にならないこと
- ・開示請求されている情報が適切に狭い範囲に限定されていること
- ・開示請求されている情報が死後1年以内のものであること
- ・開示請求が、故人の遺言（遺志）に反するものでないこと

ただ、このような内容のPEACは、受認者の活動には大きな制約となることや、対象となる受認者が遺言執行者と遺産管理人に限定されていることなど問題も残った。アメリカにおける資産承継が裁判所を通じた相続手続ではなく、さまざまな形での遺言代替方法（撤回可能生前信託を中心とするもの）に変化し、裁判所の監督から離れて行われるようになっていく方向性にも反するとされた。

このような動きを背景にして、統一州法委員会は、きわめて迅速に2014年法案の改訂を行い、2015年改訂法案を公表した。

41 Sy. supra note 6, at 665.

(2) Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act
(RUFADAA) (2015年法案)

2014年法案が大きな抵抗にあったことから、統一州法委員会は、すぐに改訂に乗り出しまとまったのが2015年法案である。幸いにもこちらは40を超える州議会が採択し、アメリカ法の大勢は2015年法案を支持している。その要点は次の5点に整理できる⁴²。

a) emailなど本人の通信情報についての原則

2015年法案では、基本的な原則として、デジタル資産のアカウントの利用者と同じアクセス権を受認者に認めることとした（この点では一見すると2014年法案の原則を継承した）。ただし、emailなどは、その内容についてのアクセスは利用者が明示的に同意した場合に限られ、受認者がアクセスできるのは、emailの送り手と受け手のアドレスや日時だけとするのを原則とした⁴³。その情報があれば、受認者は遺産の処分に必要な調査を行うことができるはずである。

ただし、アメリカでは、emailによって、請求書の送付や資産の状況報告を行う例が相当数ある。これらの情報は、遺産の処分を任務とする受認者には必須の情報となる。これらについてはその中身までアクセスする必要があることも考えられる。

しかし、2015年法案では、emailの圧倒的多数は個人的な通信であり、このような財産管理や処分に関する情報については事前に利用者が同意しておけば対処できるとして、内容にまでアクセスできないのを原則とした。

b) 本人による意思表示の効果

2014年法案では、ISPなどが定めるTOS（利用規約）で受認者からのアクセスを否定する旨定めても、それは公序（public policy）に反し無効としていた。だが、2015年法案では、次のようにその点も修正した。

42 Sy, supra note 6, at 670-678.

43 Emailは、通常の手紙類と異なり、自動的に蓄積されて検索できる。それだけ量も大きく、また内容も多彩になる。もちろんパスワードなどの保護手段もある。当然異なる原則が作られるべきだとする議論がなされた。Sy, supra note 6, at 670-671.

第1に、ISPなどが利用者に対し、オンラインで死後の開示について指示する手段を提供し、それによる利用者の指示がある場合、それは利用者の遺言や信託、持続的代理権などに優先した効力を有する⁴⁴。

第2に、利用者が、遺言、信託、持続的代理権などで、明確な指示をしている場合、それはISPが定型で提供するTOSに優先する効力を有する。

第3に、利用者が当該デジタル資産について何らの意思表示をしていない場合には、TOS条項の定めによる。

これらの明確な規定は、デジタル遺産に関する利用者の意思表示を容易にするだけでなく、そもそも、自らの死後に備える（備えなければならない）という意識を促し、一般的にestate planning（遺産に関するプランニング）の必要性を啓発する⁴⁵。

c) 裁判所の関与

2014年法案では、適格な受認者から請求された場合、ISP事業者などはそれを認めなければならないとしていた。これに対して、ISP事業者等は、それが適法な要請なのか、それともアカウントを乗っ取るような要請なのかの判断は難しく、開示後に法的責任を問われるおそれがあるとして強く反対した。

2015年法案では、受認者は、そのアカウントの開示が遺産処理の場面で必要な理由を疎明して裁判所に申請する必要があるとした。もっとも、開示を希望する受認者が真正な受認者であるか確認するために、常に裁判所の許可が必要かは疑問である。それは受認者の任務遂行、すなわち遺産処理の手續に相当の負担をかける可能性もある。

したがって、実務的には、b)で述べたような事前のプランニングを利用

44 すでにGoogleやFacebookは、オンライン上で利用者がそれぞれのアカウントについて指示をする手段を提供している。前者がInactive Account Manager、後者がLegacy Contactと呼ぶサービスである。Sy, supra note 6, at 667.

45 Sy, supra note 6, at 673. 日本に比べれば、アメリカは自らの死亡を含めてはるかに事前のプランニングや紛争予防の意識が高いと思われるが、ある調査では、55歳から64歳までのアメリカ人のうち51%が遺言を書いていないとされる。日本的にいえば半数は書いていることが重要だが、アメリカ的にいえば、それでは不十分だということである。

者が行うことにより、利用者の意思に従った対応をISP事業者が行うことで済むようであれば、それがよいことになる。

d) 開示の意義

2014年法案は、受認者に対する開示を広く認めていたにもかかわらず、具体的な情報開示の手続や具体的内容を定めていなかった。

2015年法案では、開示を求められたISP事業者など情報管理者 (custodian) には3つの対処法があると明記された。第1に、受認者が求めた通り、当該アカウントへのアクセスをそのまま認める。第2に、受認者が情報を必要とする限度で十分な範囲に限って、部分的なアクセスを認める。第3には、そのアカウントに含まれる無意味な情報を含めてすべての情報資産を開示する、というものである。

利用者のプライバシーに配慮する立場からは、第2の対応が推奨される。受認者がそのような情報では任務を果たせない場合に限って他の対応がなされるべきである。第3の対応は、受認者は、任務に必要な情報を探し出す必要があり、受認者にとって相当の負担となり、結果的に遺産処理の時間やコストを増加させる。

e) 連邦法および他の州法との関係

すでに述べたように、電子情報のプライバシー保護のためにすでに連邦法が存在した。2015年法案は、開示を請求した受認者がこれらの法律違反とみなされないように明文規定を置いた。

しかしながら、2015年法案のこのような規定は、あくまでも州法上のものであるから、他の州法との関係では受認者の行動の適法性を保証するが、連邦法の解釈は最終的には連邦裁判所の判断によるわけであるから、まだ問題としては残るといって指摘がある⁴⁶。

46 Sy, *supra* note 6, at 677. 連邦制度をとり、連邦法の州法に対する優位を定めるアメリカにおいて特有の問題である。ただし、適法に選任された受認者が2015年法に基づいて開示請求したことが、連邦法上の「権限のないコンピュータへのアクセス」(unauthorized computer access) にあたると解釈される余地は狭いと考えられる。

5 結び—残された課題と日本法への示唆

前項の最後に紹介した統一州法の2015年法案が、現時点でのアメリカ法の回答である。ほぼ9割の州が採択したことがそれを示す。

デジタル資産の承継に関し、2015年法案が現状において最適の基本法とされる理由は次のような性格による⁴⁷。第1に、受認者として遺産管理人や遺言執行者だけでなく、財産承継方法としてむしろ主流となった信託受託者や持続的代理権を委ねられた代理人も対象としていること。第2に、信託や遺産処分の世界における技術の発展に対処したものであること。第3に、故人（デジタル資産の所有者）の意思に配慮したものであること。そして第4に、死後のプライバシーの利益にも配慮した利益衡量の結果であること、である。2015年法案は、2014年法案や他の州法に比べてより包括的な法となっている。

ただし、アメリカの法律家の間では、2015年法案を採択すればそれらの州の州民（特に高齢者）はこの法律に頼っていればよいとは考えられていない⁴⁸。

2015年法案が、デジタル資産の所有者の意思尊重を基本とする趣旨の法であるからには、同法の下で期待されることは、デジタル資産についても、本人がどのような希望を有しているかのプランニングをあらかじめ行うことである。従来、遺産処分について信託や遺言によって、その意思を明確にするプランニングを行うことが強調されてきた。同じことがデジタル資産にもあてはまる。具体的には、次のようなことが示唆されている⁴⁹。

① 自らが有するデジタル資産についてリスト化すること

47 Sy, supra note 6, at 678.

48 たとえば、Betsy Simmons Hannibal, The Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act (RUFADAA): RUFADAA helps fiduciaries and tech companies figure out who should have access to a person's digital assets after death, at <https://www.nolo.com/legal-encyclopedia/ufadaa.html> という弁護士によるネット上の記事では、Don't Rely On the Law（法律に頼らないで）と明記して、本人が行うべきことについて助言を述べている。

49 Sy, supra note 6, at 678 and see also Hannibal, supra note 48.

- ②それぞれについて、アクセスの方法を書き残し、死後において⁵⁰、さらにそれぞれのデジタル資産をどうしてほしいかを明確に示すこと。
- ③リスト化したデジタル資産を、常にアップデートするのを忘れないこと。
- ④遺言執行者等の受託者 (fiduciaries) にアクセスしてもらうことを希望する場合には、まずその趣旨を遺言や代理権委任状に明記するだけでなく、彼らに、アクセスするための情報を知らせておく、あるいは少なくとも自分の死亡後に見るように指示した書面を残すこと。その場合、そのようなことを遺言に記すのは避けること。遺言はアメリカでは公的記録として公表されるからである。

そして、ログイン ID やパスワードも書いておき、受託者が迅速にアクセスできるようにすること。

- ⑤逆に受託者であれ誰であれアクセスを希望しない場合には、アクセスを望まない旨を自らが指名する遺言執行者に通知しておくこと。信託を設定している場合には、その受託者に、アクセスを望まず消去を希望するデジタル資産について、当該デジタル資産を信託に入れて、その希望を実現するよう受託者に指示すること。

このように 2015 年法案がすべての州で採択されたとしても、アメリカでは、本人がデジタル資産について事前のプランニング (advance planning) をすることが勧められる。それによって、2015 年法案が求めていた裁判所の手続を省略して受託者がデジタル資産にアクセスすることも可能になり、逆に、裁判上の紛争にすることなく受託者がデータを消去することも可能になる。そして、このようなプランニングは本人だけであることも可能ではあるが、やはり弁護士等の助言を得ることが勧められる。

翻って日本ではどうか。本稿で紹介したようなアメリカ法の動向は、わが国で参考になるだろうか。思いつきの域を出ないものではあるが、以下、

50 もちろん死後だけではなく、自らが能力を喪失した時点のこともプランニングの対象となる。

数点を指摘する。

第1に、アメリカ法の対応の迅速さが驚きである。課題自体は、超高齢社会であり、デジタル化に後れを見せるわが国であっても相当数の高齢者はスマートフォンの利用者であるはずなので⁵¹、まさに同じ問題が存在する。だが、これだけの速度で法制化が進むとは思えない。それはなぜか。まさにそれがわが国の課題である。

第2に、アメリカでは、法律ができてでもそれで問題解決とはされていない。あくまで法律は補助的役割を果たすものであり、本人の意思を支援するものとされる。その結果、デジタル資産についても本人の行動とプランニングが求められる。もちろん、それを具体的に支援する弁護士層も厚い(アメリカ全国で135万人の弁護士がいる)。

これに対し、わが国では、デジタル資産以前に通常の資産についてもプランニングによる紛争予防が行われず、相続が「争族」と揶揄される事態となっている⁵²。ようやく医療や介護について advance care planning の重要性が喧伝されることになった⁵³。これを機会として、デジタル資産についてアメリカのような法制化を進め、それが通常の遺産についてのプランニング意識の強化や陶冶に結びつくことは考えられないだろうか。

すなわち第3点として、わが国における資産承継のあり方自体を再検討する必要がある。わが国の相続に関する法には不合理な点が数多くある。たとえば、超高齢社会において老々介護が現実になり、60代の人が90代の人を介護することも普通にある時代に、成人した子ども(高齢者である子ども)の遺留分は本当に必要だろうか?(介護していない子どもにも、遺留分として財産承継の権利を強行規定で認めることに正当性があるのだろうか)。

そもそも email などのデジタル資産も、観念的には、子どもが複数いれ

51 2020年8月27日にMMD研究所が公表したネット記事は「シニアのモバイル端末所有率は9割超、スマホの利用は約8割に」と題する。

52 樋口範雄『超高齢社会の法律、何が問題なのか』157頁(朝日新聞出版・2015)。

53 たとえば参照。https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/000536088.pdf

ば彼らが共有して相続することになる。遺産分割協議書の優位を認める相続実務は、アメリカのように、故人（被相続人）の希望を実現することができるような制度に変革されるべきではないか。

日本法のあり方について、デジタル資産の承継をめぐるアメリカ法の動きが少しでも参考になれば幸いである⁵⁴。

54 なお同じテーマについて加毛明「アメリカ法における被相続人のデジタル情報に対する人格代表者のアクセス — Revised Fiduciary Access to Digital Assets Act をめぐる議論を素材として」岡本裕樹・沖野眞巳・鳥山泰志・山野日章夫編『民法学の継承と展開：中田裕康先生古稀記念論文集』921頁（有斐閣・2021）参照。